

# 兵庫県病院薬剤師会西神戸支部会則

- 第1条 本会を兵庫県病院薬剤師会西神戸支部と称し、神戸市兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区に勤務する薬剤師をもって会員とする。
- 第2条 本会は、薬剤師の研修等を行い、兵庫県病院薬剤師会西神戸支部・東神戸支部ならびに神戸市薬剤師会等の相互の連携を深め、地域医療の発展に寄与する事を目的とする。
- 第3条 例会は、定期的を開催することを原則とする。
- 第4条 本会には支部長1名を置き、副支部長、代議員、予備代議員、情報委員、編集委員、DI委員、学術・研修委員、中小病診委員、文化委員、先進的薬剤業務特別委員、災害薬事委員、会計で構成し、必要に応じて役員を併任することができるものとする。監事は、前支部長とする。なお、役員は支部長が選出し、会員の承認で決定する。
- 第5条 本会に顧問、相談役を置くことができる。
- 第6条 収入:本会の経費は、会費および本部援助金、寄付金、その他をもってこれにあてる。会員会費は1年1,000円とする。
- 第7条 支出:研修会において運営費として規定の金額を計上する。  
:研修会において日病薬病院薬学認定薬剤師制度の単位を申請する。  
:会員の親睦のため、必要な経費を補助する。
- 第8条 会則の変更は議決を要し、議決は会員の3分の2以上の出席する会議において、その過半数によって決議する。
- 第9条 総会は、年1回開催する。その他必要がある時は支部長が招集する。
- 第10条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第11条 役員任期は2ヶ年とし、再任は妨げない。
- 第12条 本会の事務局は、支部長の所属する病院・診療所に置く。

附則 2026年度より本会事務局は、本会則第12条より下記に置く  
〒652-0863  
神戸市兵庫区和田宮通6-1-34  
三菱神戸病院 薬剤科内  
TEL 078-671-7705(代表)

平成10年7月30日 制定  
平成11年4月21日 一部改正  
平成11年4月21日 一部改正  
平成13年5月16日 一部改正  
平成14年5月23日 一部改正  
平成15年5月22日 一部改正  
平成20年5月24日 一部改正  
平成26年5月29日 一部改正  
平成29年5月25日 一部改正  
令和元年5月30日 一部改正  
令和2年5月28日 一部改正  
令和4年5月 7日 一部改正  
令和7年6月 5日 一部改正  
令和8年5月28日 一部改正